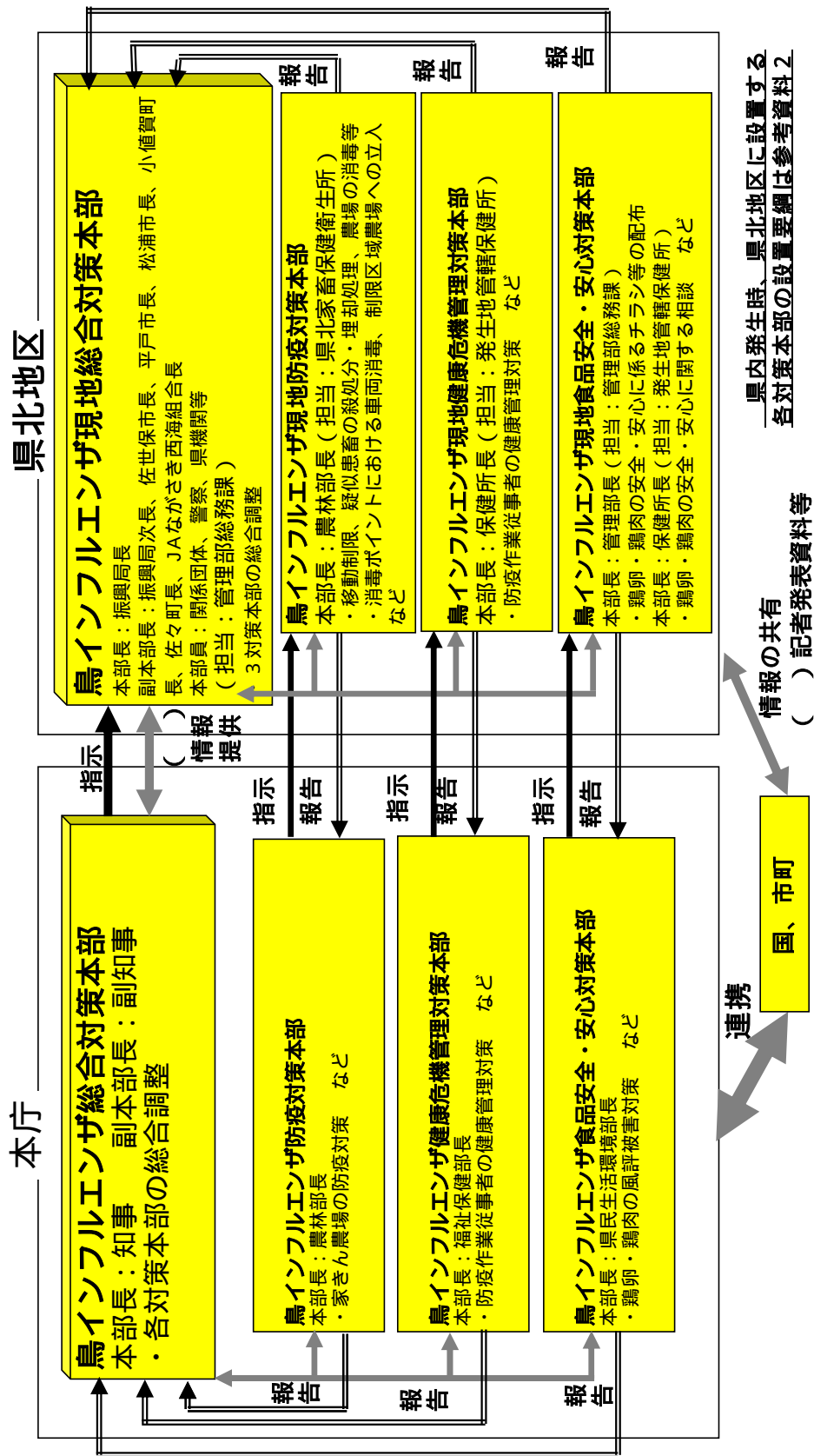


第 章 組織体制

第1 鳥インフルエンザ発生時の危機管理体制（本庁及び県北地区）

- 県においては、鳥インフルエンザ総合対策本部会議を開催し、本庁における三対策本部を設置する。
- 県北地区においては、鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議を開催し、以下の三現地対策本部を設置する。
- 鳥インフルエンザ現地総合対策本部会議の開催後、現地において三現地対策本部会議（実務者）を合同で開催し、対応について協議する。



第2 県北地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部の構成、所掌事務等

県北地区鳥インフルエンザ現地総合対策本部			
■ 本部長：県北振興局長 ■ 副本部長：県北振興局次長、佐世保市長、平戸市長、松浦市長、小値賀町長、佐々町長、ながさき西海農業協同組合長 ■ 本部長：長崎県農業共済組合佐世保支所長、同平戸松浦支所長、ながさき県酪農業協同組合佐世保支所長、長崎県建設業協会佐世保支部長、長崎県建設業協会北部支部長、長崎県造園建設業協会長、佐世保市保健所長、早岐警察署長、佐世保警察署長、相浦警察署長、江迎警察署長、松浦警察署長、平戸警察署長、肉用牛改良センター所長、五島振興局上五島支所保健部長（上五島保健所長）、県北振興局管理部長、同税務部長、同保健部長（県北保健所長）、同商工水産部長、同建設部長、同農林部長、同農林部副部長（県北家畜保健衛生所長） ■ 事務局員：県北振興局管理部総務課長、発生地保健所調整担当課長、農林部農業企画課長、同衛生課長、同防疫課長、その他各課員			
	防疫対策本部	健康危機管理対策本部	食品安全・安心対策本部
本部長	農林部長	【佐世保市発生時】佐世保市保健所長 【平戸市、松浦市、佐々町発生時】 県北保健所長（県北振興局保健部長） 【小値賀町発生時】上五島保健所長 （五島振興局上五島支所保健部長） 本部長は発生地による	県北振興局管理部長
副本部長	家保所長	発生地の保健所担当課長	県北振興局総務課長
本部長 （所属）	【団体】 ながさき西海農業協同組合畜産部 長崎県農業共済組合佐世保支所 長崎県農業共済組合平戸松浦支所 (有)九州丸ト鶏卵佐世保営業所 佐世保プロイラーセンター ジェイエイ北九州くみあい飼料(株)長崎工場 長崎県建設業協会佐世保支部 長崎県建設業協会北部支部 【市・町】 佐世保市 佐世保市保健所（佐世保市発生時） 佐世保市食肉衛生検査所 平戸市 松浦市 小値賀町 佐々町 【国・県】 国交省長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所 長崎県警察（制限区域を管轄する警察署） 早岐警察署 佐世保警察署 相浦警察署 江迎警察署 松浦警察署 平戸警察署 長崎県肉用牛改良センター 長崎県県北振興局 管理部 税務部 保健部（県北保健所） 商工水産部 農林部 建設部 長崎県五島振興局 上五島支所保健部（上五島保健所）（小値賀町発生時） 【その他】 ・構成員が必要と認める職員 ・構成員が必要と認める関係機関	【市・町】 佐世保市保健所 平戸市（健康危機管理担当部署） 松浦市（健康危機管理担当部署） 小値賀町（健康危機管理担当部署） 佐々町（健康危機管理担当部署） 【県】 長崎県県北振興局 管理部 税務部 保健部（県北保健所） 商工水産部 長崎県五島振興局上五島支所 保健部（上五島保健所） 【その他】 ・構成員が必要と認める職員 ・構成員が必要と認める関係機関	
事務局	県北家畜保健衛生所（農林部防疫課・衛生課） 農林部農業企画課	発生地の保健所	管理部総務課 発生地の保健所
所掌事務	■ 家きんの防疫に関すること ・発生農場での防疫作業 ・移動制限措置 ・消毒ポイントでの車両消毒 ・養鶏場等の清浄性確認検査等 ・その他、防疫に関すること	■ ヒトの健康に関すること ・鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染防止 ・ヒトへの感染が確認された場合（感染が疑われる場合を含む）の迅速な医療 ・養鶏場従事者や県民への相談対応・心のケア ・その他、健康危機管理対策全般	■ 食の安全・安心に関すること ・鶏卵や鶏肉等の安全・安心に関する相談対応 ・風評被害の防止 ・その他、食品の安全・安心対策全般

第3 鳥インフルエンザ発生時における役割分担

1 現地対策本部員の主な役割分担

班名		区分	担当		作業項目	主な役割（発生した場合を含む）	
総合対策本部	総合対策本部長		東北振興局長			・総合対策本部の統括に関すること	
	副本部長		東北振興局次長 各市町長、ながさき西海農業協同組合長			・本部長の補佐 ・各対策本部の運営への協力	
	総合調整班		管理部総務課		○総合対策本部内実施調整	・総合対策本部に関すること ・県本部、現地本部及び東北振興局内の連絡調整に関すること ・記者投げ込み等マスコミ対応に関すること	
防疫対策本部	防疫対策本部長		農林部長			・防疫対策本部の統括に関すること	
	副本部長		県北家畜保健衛生所所長			・本部長の補佐（防疫作業の指揮監督）	
	管理部統括		管理部長			・管理部の統括	
	管理部副統括		総務課長			・管理部の統括補助及び部内の動員調整、連絡調整	
	税務部統括		税務部長			・税務部の統括	
	税務部副統括		納税課長			・税務部の統括補助及び部内の動員調整、連絡調整	
	商工水産部統括		商工水産部長			・商工水産部の統括	
	商工水産部副統括		商工観光課長			・商工水産部の統括補助及び部内の動員調整、連絡調整	
	農林部統括		農林部長			・農林部の統括	
	農林部副統括		農業企画課長			・農林部の統括補助及び部内の動員調整、連絡調整	
	建設部統括		建設部長			・建設部の統括	
	建設部副統括		建設管理課長			・建設部の統括補助及び部内の動員調整、連絡調整	
	防疫対策班		農林部	県北家畜保健衛生所	○発生農場の病性鑑定 ○対策本部の設置運営 ○先遣隊の動員・派遣 ○動員者（獣医師）の確保 ○現地防疫方針の策定	・異常通報に基づく病性鑑定（家畜防疫員の派遣、診断） ・現地における防疫方針の策定（制限区域案、消毒ポイント案、必要人員・資材数の算定等） ・発生情報の報告（→県畜産課、総務課、吉井庁舎、発生市町、発生地保健所、その他県内の移動制限に関連する団体） ・動員及び資材調達とりまとめを依頼（総務課・吉井庁舎） ・獣医師動員者の確保 ・先遣隊の派遣要請（家保、土地改良課、発生市町・発生地保健所・発生地建設業協会支部） ・防疫対策に関する緊急会議資料及び現地報道機関への提供資料作成 ・発生農場等周辺住民への説明等（防疫対策に関すること） ・相談窓口の設置（家きんに関すること）	
	総務動員者確保班		管理部	総務課	○地域対策本部内の連絡調整 ○動員者（一般）の確保 ○移送バスの手配 ○会議の開催	・発生情報の地域内連絡調整 【防疫対策班との連絡】：発生情報と必要動員数の受理 【対策本部員への連絡】：発生情報の伝達 ・管内動員可能者（獣医師を除く）の調査及びリスト作成 ・県防疫対策本部総務動員者確保班との連絡調整（不足人員・バスの確保等） ・防疫作業従事者等の移送バスの手配、集合時間等の連絡 ・緊急会議の開催調整：県TV会議、地域会議（警戒連絡、総合対策本部、防疫対策本部）の開催通知、資料準備、会場設置 現地総合対策本部及び現地食の安全・安心対策本部事務局兼務	
	資材班		資材調達 資材搬送	農林部（吉井庁舎）	北部地域普及課	○防疫資材等調達 ○資材の搬送	・防疫対策班及び県防疫対策本部との連絡調整（備蓄資材確保、不足資材数の調査） ・必要防疫資材等の調達（ホームセンター、リース業者等） ・資材輸送用の車両の確保・手配（レンタカー等） ・赤帽の手配 ・防疫作業員の食料、飲料水等の手配
	事前準備班			農林部	県北家畜保健衛生所 土地改良課 林業課 森林土木課	○備蓄資材の仕分け及び運搬 ○後方支援センター、農場拠点の設置	・後方支援センターに集積される防疫資材等の仕分け及び農場及び農場拠点への運搬（消毒ポイントへは資材班対応） ・後方支援センター、農場拠点の設置
	後方支援センターサポート班		責任者 班長 受付係 誘導係 資材係 連絡係 情報連絡員	農林部	県北家畜保健衛生所	○後方支援センターの全体管理 ○総括の補助 ○動員者受付 ○会場内誘導 ○資材管理等 ○連絡調整、バス誘導 ○各作業場所との情報連絡	・現地防疫対策本部との連絡調整（作業計画、班編成、資材の確認） ・防疫作業従事者への作業日程、作業内容、留意事項の説明（8時間交代） ・総括の業務を補完（8時間交代） ・防疫作業従事者の出欠確認と私物預かり・返還（8時間交代） ・防疫作業従事者の会場内誘導（8時間交代） ・防疫資材の準備・配布・在庫確認・補給（8時間交代） ・支援センターに常駐し、情報収集及び連絡調整に専念（8時間交代） ・総括の指示に基づく支援センター内外の情報収集、連絡調整 ・防疫作業従事者のバス乗車への誘導 ・県本部防疫対策本部、現地防衛機対策本部、各作業場所との情報連絡
	農場拠点サポート班		責任者 班長 資材係 消毒係 情報連絡員	農林部	県北家畜保健衛生所（責任者が兼ねる） 東北振興局（保健部、家保を除く）市町 本庁動員	○農場拠点の全体管理 ○各係への作業指示 ○農場拠点での資材管理等 ○防疫作業従事者の再消毒 ○各作業場所との情報連絡	・現地防疫対策本部等との連絡調整（作業日程の再確認、防疫対策本部・後方支援センター・発生農場汚染区域内との連絡調整） ・必要資機材の数量及び配置の確認 ・汚染防止のための着替え、消毒等の指示 ・事故等問題発生時の連絡先確認・対応（8時間交代） ・責任者の補助 ・資材係、消毒係の作業内容説明・作業指示 ・発生農場防疫拠点での資材配布・回収・在庫確認 ・防疫作業従事者の防疫拠点内での誘導 ・防疫作業従事者の農場外での再消毒（農場を出るときにも実施） ・県本部防疫対策本部、現地防衛機対策本部、各作業場所との情報連絡
	移動規制班（通行遮断）			農林部 発生市町	県北家畜保健衛生所	○通行遮断ポイント選定 ○通行遮断ポイント確認 ○通行遮断作業	・発生農場周辺の通行遮断場所（候補地）の選定 ・通行遮断場所の使用の可否の確認 ・発生農場周辺の通行遮断作業
	発生農場評価班・殺処分班・農場消毒班		農場全体責任者 防疫責任者 評価班	本庁動員 農林部 農林部 発生市町 農業団体 ながさき西海農業協同組合	県北家畜保健衛生所 発生農場班統括（兼務） 農林担当課	○発生農場全体の統括 ○問題発生時の対応 ○進捗管理と連絡調整 ○発生農場防疫対策の統括 ○進捗管理と連絡調整 ○家きん等の評価	・農場内における作業進捗管理、県及び現地防疫対策本部との連絡・調整 ・問題発生時の県及び現地防疫対策本部との連絡調整 ・問題解決方法の検討 ・農場内における防疫作業全般の指示（作業工程及び注意点の説明） ・防疫作業の作業進捗管理及び現地本部等との連絡・調整 ・殺処分予定家きん及び汚染物品の評価

班名		区分		担当	
発生農場 評価班・殺処分 班・農場消毒班	殺処分班 農場消毒班	一 般：東北振興局（保健部、総務課、吉井庁舎、 土地改良課を除く）、他振興局 東北地区では自衛隊派遣は想定していない。 重機OP：本庁職員 獣医師（班長）：東北家畜保健衛生所又は他家畜保健衛生所		○発生農場における防疫作業	総括の指示により発生農場での防疫作業を行う（3を除き8時間交代） ・殺処分 殺処分手順書による ・農場清掃消毒汚染物品の消毒後搬出（埋却班と連携）、家きん舎内及び周囲の除糞・清掃・消毒、完了後の機材等の消毒
	情報連絡員	本庁職員		○各作業場所との情報連絡	・県本部防疫対策本部、現地防疫対策本部、各作業場所との情報連絡
	疫学調査班	東北家畜保健衛生所又は他家畜保健衛生所、国派遣		○発症家きん等の調査	・感染経路究明のための撮影・採材等（東北家畜保健衛生所対応） ・ " 疫学調査（国と連携）（他家畜保健衛生所対応）
移動制限班 （消毒ポイント班）	(設営・準備)	農林部 （吉井庁舎）	南部地域普及課	○消毒ポイント設置 ○運営管理	・消毒ポイントの設置場所の使用の可否の確認 ・道路・港湾等の占用・使用許可手続き ・消毒ポイントの設営（必要機材の受取、配備） ・消毒作業実施を行う各市との連絡調整 ・定期巡回による、各消毒ポイント作業の実態把握 ・作業状況取りまとめ及び現地本部への報告
		建設部	建設管理課、田平土木事務所	○県管理道路等の確認	・県が管理する消毒ポイント候補地の使用の可否の確認、防疫対策班に報告
		市町	市町管理道路の管理担当課	○市町管理道路等の確認	・市町が管理する消毒ポイント候補地の使用の可否の確認、防疫対策班に報告
	管理者	農林部 （吉井庁舎）	南部地域普及課	○各消毒ポイントの運営 運営は、関係団体の準備が出来次第（1～2日後を目処）、外部委託に切り替える。	・通行車両の記録 ・消毒済証明書の発行 ・資材等の確認・調達 ・その他、担当ポイントの管理運営上の連絡調整（消毒実施指示、作業実施状況の南部地域普及課への報告、後任への引継・助言指導 等）
	班員	市町			・消毒ポイント内における車両の消毒場所への停車確認 ・車両の消毒 ・消毒対象車両運転手の乗降時の手指・靴底消毒と証明書発行場所への誘導
	業務委託先	委託先関係団体	長崎県消毒業協会 長崎県道園建設業協会		・業務委託後における消毒ポイントの管理・運営
	支援・協力	各警察署 国土交通省 九州地方整備局	長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所		・通行遮断及び消毒ポイント作業への支援・協力 ・管轄道路の使用許可受理事務（各警察署） ・直轄国道の占用許可受理事務（国土交通省）
埋却地班	衛生班長	農林部	東北家畜保健衛生所	○埋却地の確認（先遣隊による確認） ○埋却作業	・埋却地の確認等（先遣隊） ・建設業協会との連絡調整（土地改良課） ・殺処分家畜の埋却地への運搬確認（発生農場防疫作業班との連絡調整）：家保対応 ・建設業協会との重機等の確保に関する調整 ・埋却溝掘削作業・埋却作業の工程管理・安全管理（土地改良課）
	埋却班長		土地改良課		
		関係団体	長崎県建設業協会佐世保支部 長崎県建設業協会北部支部 （担当は発生場所による）		・埋却地の確認等（先遣隊） ・重機等資材の確保 ・埋却作業（掘削、投入、石灰散布、埋め戻し）
検診班		獣医師	東北家畜保健衛生所（東北家保のみで対応）	○家きん農場の検診 ○家きん関連施設への立入調査・検査	・関連農場及び周辺地域の検診（発生状況確認検査、清浄性確認検査） ・疫学調査
野鳥対策班		管理部	総務課	○野鳥の監視強化等（県自然環境課と連携）	・野鳥の監視強化（発生地周辺の公園等のパトロールを含む） ・死亡野鳥等の検査 ・負傷した野鳥の取り扱い
		市町	自然保護担当課		・死亡野鳥の回収
農家支援班		農林部	北部地域普及課 南部地域普及課	○被害農家の支援	・相談窓口の設置（被害農家の経営支援に関すること）
		市町	農林担当課		
健康危機管理対策本部	健康危機管理対策本部長		発生地保健所長		・健康危機管理対策本部の統括に関すること
	副本部長		発生地保健所の総務部署責任者		・本部長の補佐
	連絡調整班		発生地保健所	○対策本部実施調整	・対策本部事務局の設置、現地総合対策本部での情報収集 ・関係各課・関係団体との連絡調整 ・現地調査会場リーダーに会場の統括及び対策本部との連絡調整を指示 ・発生農場等周辺住民への説明等（人の健康に関すること）
			発生地保健所		
	疫学調査班		発生地保健所	○関係者の疫学調査	・鳥との接触に係る者及び疑い患者の積極的疫学調査
	健康調査班	（会場リーダー）	発生地保健所	○作業者の健康管理	・防疫作業従事者の健康調査統括及び連絡調整：班員1名が兼務 ・受付事務、防疫作業従事者の受付管理、体温・血圧測定 ・防疫作業従事者の問診票確認及び問診 ・（医師）健康調査における診察 （保健師）診察補助、高危険接触者への聞き取り ・タミフルの処方、服薬指導、備蓄管理
		受付係	発生地保健所		
		問診係	発生地保健所		
		診察係	市町		
	着脱指導班	発生地保健所		○防疫作業従事者の防護服着脱指導	・防疫作業従事者への防護服着脱確認 ・防疫作業従事者への防護服脱衣指導、介助（防疫対策本部農場拠点班と連携）
		市町			
	救護班	発生地保健所		○防疫作業従事者の救護	・防疫作業従事者の健康確認等（防疫対策本部農場拠点班と連携）
	相談対応班	発生地保健所		○相談窓口の開設	・一般住民からの鳥インフルエンザに関する健康相談 ・愛玩鳥（愛玩家きんを除く）に関する相談 ・食品安全・安心対策本部の統括に関すること
食品安全・安心対策本部	食品安全・安心対策本部長		管理部長		・本部長の補佐
	副本部長		管理部総務課長		・本部長の補佐
	情報提供班		管理部	○事務局の設置運営 ○情報提供	・食品安全・安心対策本部の設置・運営・連絡調整に関すること ・食品安全・安心対策に係る現地報道機関への情報提供資料作成 ・鶏肉・鶏卵の安全・安心啓蒙等風評被害対策に係るポスター・チラシ等を必要に応じて配布
	相談窓口班	各保健所		○相談窓口の開設	・鶏肉・鶏卵の安全・安心に係る相談対応
	食鳥処理場等指導班	各保健所		○関係業者への衛生指導	・食鳥処理場（食肉衛生検査所と連携）及びG Pセンター等、鶏肉・鶏卵関係業者に対する食品衛生指導に関すること

2 鳥インフルエンザ発生時の関係機関・団体等の役割分担整理表

作業内容		県防疫 対策本部	現地防疫対策本部								窓　口	
			県（保健部を除く）					保健所	市町	畜産関係 団体		その他 団体
			管理部	農林部	税務部・ 商工水産部	建設部	その他					
対策本部の設置(県、現地)		○	○	○	○	○		発生地 保健所	○			総務
発生に関する広報		○	—総務						○			総務
先遣隊（発生農場等の情報収 集・整理）				家保・土地 改良・畜産 担当者				発生地 保健所	発生市町		建設業協会	家保
養鶏農家への情報伝達				家保					○			家保
飼料会社への情報伝達		○								○		
防疫従事者の動員調整		○	総務	家保 土地改良					○			総務（一般） 家保（獣医 師）
防疫資材の確保・輸送等		○		家保 北部普及							(県トラック 協会)・赤帽	北部普及
防疫作業計画の策定		○		家保・吉井 庁舎・土地 改良								家保
発生農場	家きん等の評価			家保					発生市町	J A		家保
	殺処分作業		○	○	○	○	他振興局					家保
	殺処分補助（重機操作）	本庁動員重 機OP									建設業協会	家保
	農場内の清掃・消毒		○	○	○	○	他振興局					家保
	埋却作業		○	○	○	○	他振興局				建設業協会	土地改良
	農場退場車両・人の消毒		○	○	○	○	他振興局					家保
	重機確保										建設業協会	
	水源等の確保								発生市町			発生市町
通行遮断（規制）	遮断場所の選定、使用の調 整			家保			建設管理 田平土木				警察署	家保
	農場周辺の通行規制								○		警察署	家保
埋却地関係	候補地の選定・現地調査 （平時）			家保 土地改良					発生市町		建設業協会	家保
	必要面積の算出			家保								家保
	埋却地の事前調査 （先遣隊）			家保 土地改良					発生市町		建設業協会	家保
	重機の確保			土地改良							建設業協会	土地改良
	埋却作業		○	家保 土地改良	○	○					建設業協会	土地改良
制限措置	移動・搬出制限区域の選定	○		家保								家保
	制限区域の広報	○										制限市町
後方支援センター	支援センターの選定・確保			家保					発生市町			発生市町
	運営（資材配布、連絡調 整、説明等）		○	○	○	○			発生市町			家保
	健康チェック							○				保健所
農場拠点	農場拠点の管理・運営（資 材配布、説明等）		○	○	○	○			発生市町			家保
	防護服着脱指導等							○	発生市町			保健所
事前準備	フォークリフト確保（後方 支援センター）			○								
	資材仕分け・運搬			○								
	後方支援センター・農場拠 点の設置			○				発生地 保健所				
防疫作業従事者の移動手段確保	局　後方支援センター	○										
	後方支援センター　農場拠 点		○									
発生状況確認検査・清浄性確認検 査	対象農場の確認			家保								家保
	計画策定			家保								家保
	獣医師の派遣	○		家保							(獣医師会)	家保
	案内人の派遣・車両の確保								○			市町
周辺住民への対応	会場確保・案内								発生市町			
	周辺住民への説明			家保				発生地 保健所	発生市町			市町
消毒ポイント関係	候補地の選定			家保			○他振興局		○		国交省	家保
	業務委託事務	○										
	消毒ポイントの管理・運営			南部普及							○(消毒組合 等)、(建 設業協会)	南部普及
	消毒ポイント作業員の派遣			○					○	○	○(消毒組合 等)、(建 設業協会)	総務
	施設・道路の占用・使用の 調整	○		南部普及 (申請)			建設管理 田平土木 (受理)			J A (受理)	国交省 ○警察署 (受理)	南部普及 建設管理 田平土木
疫学関連農場・施設関係	疫学関連農場・施設の立入 調査			家保					○			家保
相談窓口 （ヒトの健康・家きん・食品安 全）	相談窓口の開設		○	○				○	○			各部門毎
	情報提供		○	○				○				＃
被害農家支援				北部普及 南部普及					○			北部普及 南部普及

：必要に応じて協力

第4 会議

■鳥インフルエンザの発生リスクレベルに応じて開催する現地会議の参集機関一覧 (隣県等の発生で本県が移動制限区域に入る場合を含む)

No.	管内リスクレベル（発生場所） 管内リスクレベル（発生場所）<
-----	---

○：参集 (議長又は本部長、●事務局) 必要に応じて参集

- 県北地域鳥インフルエンザ現地総合対策本部（地域対策本部、警戒連絡会議）
原則として、長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議（警戒連絡会議）の2時間後に開催する。

1 事務局

県北振興局管理部総務課

2 開催手順

開催場所・日時の決定

- ・総務課は、家保と協議のうえ、開催場所・日時を決定する。
原則として、長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議の2時間後を目途とする。ただし、警戒連絡会議はこの限りではない。
開催場所は、県北振興局の会議室とする。

開催案内

- ・総務課は、開催案内文書を作成し、メール・FAX等で構成員あて開催案内する。

【案内先】

送信方法	案内先	アドレス
メール	振興局内	振興局幹部職員（課長以上）と保健部・商工水産部・農林部・建設部調整担当の個人アドレス及び所属アドレス
	肉用牛改良センター	所長、総務課長、業務課長の個人アドレス及び所属アドレス
	五島振興局上五島支所保健部	保健部長及び企画調整課長の個人アドレス及び所属アドレス
	市町	市町農林部門の担当者の個人アドレス及び所属アドレス 佐世保市保健所の担当者の個人アドレス及び所属アドレス
FAX	関係団体 早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署 平戸警察署 ながさき西海農業協同組合（本店、平戸口家畜市場） 長崎県農業共済組合佐世保支所、平戸松浦支所 長崎県建設業協会佐世保支部・北部支部 国交省佐世保国道維持出張所	

メール又はFAX送信後、電話連絡を行う。

会議開催連絡 案 1（振興局内部あて）

件名：【会議連絡】鳥インフルエンザが疑われる事例の発生に伴う県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議の開催について

宛先：振興局幹部職員（課長以上）と保健部・商工水産部・農林部・建設部調整担当の個人及び所属アドレス

本文：本メールは、課長以上の幹部職員及び各部調整担当及び各課アドレスあてに送信しています。（局内の動きを把握して頂くため、関係外の方、所属にも送っています。）

管内（又は県内又は〇〇県）で鳥インフルエンザの簡易検査陽性事例が発生しました（又は鳥インフルエンザの簡易検査陽性が確認され、本病が確定した場合、県内に制限区域が設置される予定になっています）。

つきましては、下記のとおり県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議を開催しますので出席をお願いします。

記

< 県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議 >

- 日 時 本日〇〇/〇〇(〇)〇〇:〇〇
- 場 所 県北振興局〇〇庁舎〇〇会議室
- 参集範囲 局長、次長、部長、副部長、関係課長（防疫、総務、農企、土改
注：土改は管内発生時のみ）、佐世保市長、平戸市長、松浦市長、小値賀町長、佐々町長、佐世保市保健所長、上五島保健所長、佐世保市食肉衛生検査所長、早岐警察署長、佐世保警察署長、相浦警察署長、江迎警察署長、松浦警察署長、平戸警察署長、ながさき西海農業協同組合長、長崎県農業共済組合佐世保支所長、長崎県農業共済組合平戸松浦支所長、ながさき県酪農業協同組合佐世保支所長、長崎県建設業協会佐世保支部長、長崎県建設業協会北部支部長、長崎県造園建設業協会県北支部長、国交省九州地方整備局長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所長、その他各部が必要と判断する所属職員

留意事項

本メール発信後、総務課から以下の職場にあらためて電話連絡します。

受理した各所属は、上司への報告と下線の所属は出席者の部内調整をお願いします。

- | | | | |
|------|--------|--------|--------|
| ・家保 | ・企画調整課 | ・農業企画課 | ・土地改良課 |
| ・納税課 | ・商工観光課 | ・建設管理課 | |

送信元 県北振興局総務課総務班（＝総務課の所属アドレス）

会議開催連絡 案2（市町農林部門あて）

件名： 【会議連絡】鳥インフルエンザが疑われる事例の発生に伴う県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議等の開催について

宛先： 振興局幹部職員（課長以上）と保健部・商工水産部・農林部・建設部調整担当の個人及び所属アドレス

本文： 本メールは、県北振興局管内市町の農林部門及び佐世保市保健所に一斉送信しています。

管内（又は県内又は〇〇県）で鳥インフルエンザの簡易検査陽性事例が確認されました（又は鳥インフルエンザの簡易検査陽性が確認され、本病が確定した場合、県内に制限区域が設置される予定になっています）。

つきましては、下記のとおり県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議を開催しますので出席をお願いします。

また、会議終了後に現地防疫対策会議を開催しますので引き続き出席をお願いします。

記

< 県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議 >

○日 時 本日〇〇/〇〇(〇)〇〇:〇〇

○場 所 県北振興局〇〇庁舎〇〇会議室

詳細は別添文書をご覧ください。

留意事項

1. 本メール発信後、振興局総務課から各市町の農林部門へ電話連絡します。

連絡を受理した農林部門は、必要に応じて保険部門や危機管理部門へ町内転送するなどにより周知をお願いします。

2. 市の出席者は、次の範囲とします。

三役（支庁長又は副市長・助役

農林部門の代表職員

保険部門の代表職員

危機管理部門の代表職員

出席者の役職は指定なし。各市町の判断にお任せします。

3. 本件連絡を受けた農林部門は、市町町内の出席者を調整し、一括して報告してください。（佐世保市保健所は単独で報告をお願いします。）

（概ね、電話を受けてから1時間以内）

送信元 県北振興局総務課総務班（＝総務課の所属アドレス）

会議開催連絡 案 3（上五島保健所及び県地方機関あて）

件名： 【会議連絡】鳥インフルエンザが疑われる事例の発生に伴う県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議等の開催について

宛先： 肉用牛改良センター（所属アドレス）、五島振興局上五島支所保健部（上五島保健所）（企画保健課所属アドレス）

本文： 本メールは、管内地方機関及び上五島保健所に一斉送信しています。

管内（又は県内又は〇〇県）で鳥インフルエンザの簡易検査陽性事例が確認されました（又は鳥インフルエンザの簡易検査陽性が確認され、本病が確定した場合、県内に制限区域が設置される予定になっています）。

つきましては、下記のとおり県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議を開催しますので出席をお願いします。

また、会議終了後に現地防疫対策会議を開催しますので引き続き出席をお願いします。

記

< 県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議 >

○日 時 本日〇〇/〇〇(〇)〇〇:〇〇

○場 所 県北振興局〇〇庁舎〇〇会議室

詳細は別添文書をご覧ください。

留意事項

1. 本メール発信後、振興局総務課から各市町の農林部門へ電話連絡します。
出席者について、概ね電話連絡を受けてから 1 時間以内に報告してください。

送信元 県北振興局総務課総務班（＝総務課の所属アドレス）

〇〇県北振総第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

関係各位

長崎県県北振興局長
(公印省略)

県北地区鳥インフルエンザ現地(地域)総合対策本部会議の開催について

管内〇〇市(町)(または県内〇〇市(町)または〇〇県〇〇市(町))で鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した(または鳥インフルエンザが疑われる事例が発生し、本病確定後に、県内の一部に制限区域が設定される可能性がある)ことに伴い、情報の伝達・共有と今後の対策等について緊急に協議する必要があります。

つきましては、標記会議を下記のとおり開催したいと存じますので、出席方よろしくお願いします。

また、会議終了後に現地(地域)防疫対策会議を開催しますので引き続き出席をお願いします。

記

- 1 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)〇〇:〇〇~
- 2 場所 県北振興局〇〇会議室(佐世保市〇〇町〇〇—〇〇)
- 3 参加機関

ながさき西海農業協同組合、長崎県農業共済組合佐世保支所、長崎県農業共済組合平戸松浦支所、長崎県建設業協会佐世保支部、長崎県建設業協会北部支部、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、佐世保市保健所、佐世保市食肉衛生検査所、国土交通省九州整備局長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所、長崎県警察(早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署)、五島振興局上五島支所保健部(上五島保健所)、長崎県肉用牛改良センター、県北振興局

4 議題

- (1) 発生状況の再確認、初動体制の進捗状況等、情報の共有について
- (2) 防疫対策について
- (3) 健康危機管理対策について
- (4) その他

別紙により、令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)までに出席者をご報告ください。

(下記 県北振興局総務課あてメール またはFAX)

また、協議したい事項等があれば併せて報告願います。

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
長崎県県北振興局管理部 総務課総務班
担当: 〇〇

直通 0956-22-0374

FAX 0956-23-6606

担当メール xxxx@pref.nagasaki.lg.jp

所属メール s10110@pref.nagasaki.lg.jp

県北振興局管理部総務課 総務班 ○○ あて

県北地区鳥インフルエンザ現地（地域）総合対策本部会議 出席者報告

機関名			
出席者	所属(部署)名	役職名	氏 名
担当者 (連絡先)	担当者 所属・氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
議題等			

■ 県北地域鳥インフルエンザ防疫対策会議（単独開催時に限る）

1 事務局

県北家畜保健衛生所

2 開催手順

開催場所・日時の決定

- ・家保は、開催場所・日時を決定する。
開催場所は、県北振興局の会議室とする。

開催案内

- ・家保は、開催案内文書を作成し、メール・FAX等で構成員あて開催案内する。

【案内先】

送信方法	案内先	アドレス
メール	管理部、農林部、保健部、	管理部長、農林部長、保健部長、総務課・農業企画課・企画調整課各担当の個人アドレス総務課、農業企画課、企画調整課の所属アドレス及び
	肉用牛改良センター	業務課長及び担当者の個人アドレス及び所属アドレス
	五島振興局上五島支所保健部	企画調整課長及び担当者の個人アドレス及び所属アドレス
	市町	市町農林部門の担当者の個人アドレス及び所属アドレス 佐世保市保健所の担当者の個人アドレス及び所属アドレス
FAX	関係団体 国交省佐世保国道維持出張所（必要に応じて参集） 早岐警察署、佐世保警察署、相浦警察署、江迎警察署、松浦警察署、平戸警察署（必要に応じて参集） ながさき西海農業協同組合（平戸口家畜市場） 長崎県農業共済組合佐世保支所、平戸松浦支所 長崎県建設業協会佐世保支部・北部支部 有限会社九州丸ト鶏卵佐世保営業所 ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社長崎工場	

メール又はFAX送信後、電話連絡を行う。

【留意事項】

- ・ 防疫対策会議は、現地総合対策本部会議と合同開催となる場合もある。
- ・ 県北地域鳥インフルエンザ現地総合対策本部（地域対策本部、警戒連絡会議）会議開催前には、少なくとも、総務課、家保、農業企画課、南部地域普及課、北部地域普及課（必要に応じて土地改良課）でTeams等を用いてWeb打ち合わせを行う。

1 事務局

県北振興局管理部総務課

2 開催時期

概ね、会議開催前 1 時間前とする。

3 参加者

原則として、各課の課長とする。課長が出席できない場合は、各班長とする。

第5 発生時の連絡体制

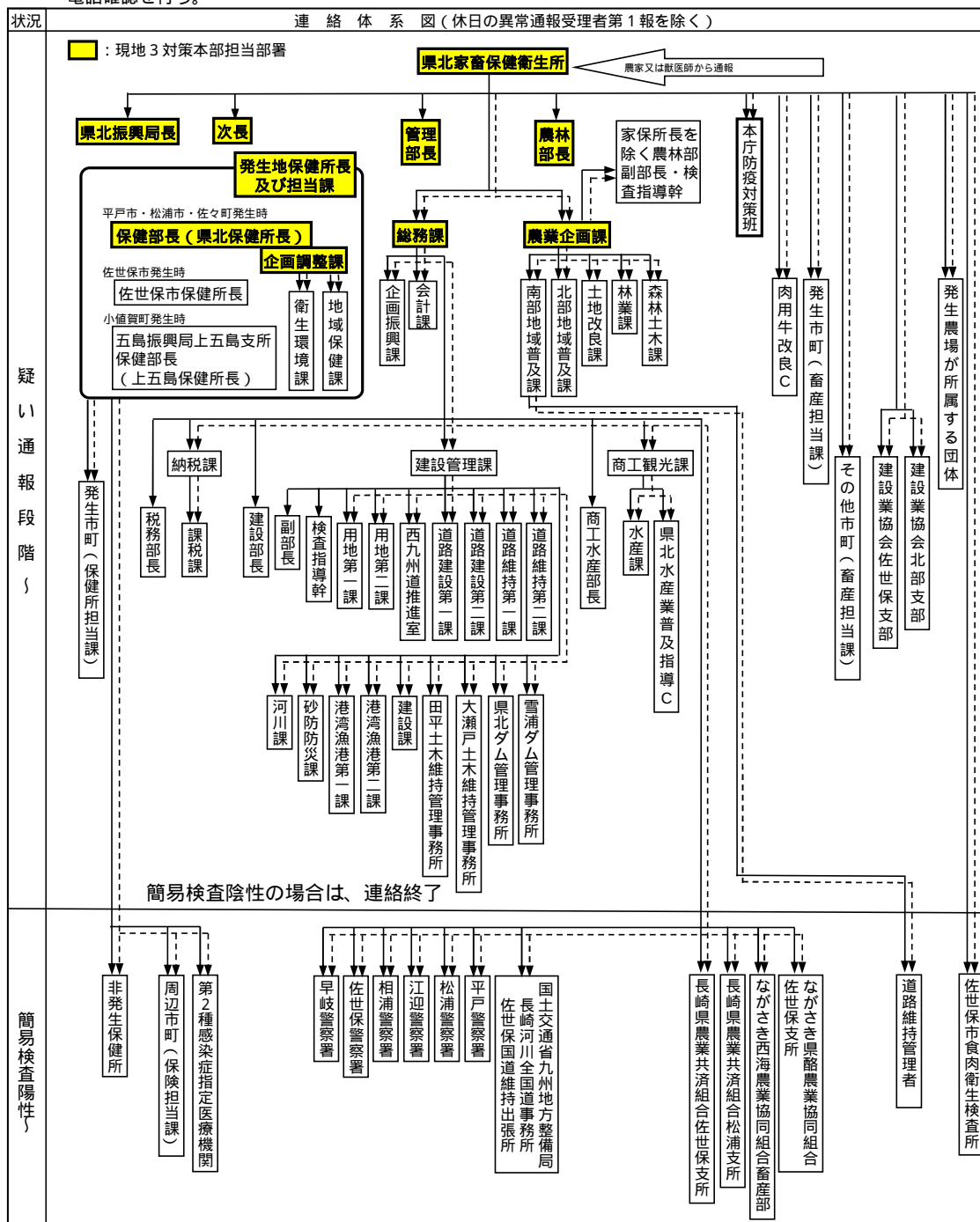
1 鳥インフルエンザ連絡体系図

(1) 管内発生の場合

○鳥インフルエンザ発生に係る「節目の伝達様式」については、下記連絡体系図に従って連絡する。

○矢印の流れでメール（局、市町あて）又はFAX（団体等あて）により情報伝達、送信後は点線矢印に流れで電話確認を行う。

——▶：メール（県及び市町）又はFAX
 - - - -▶：電話確認



道路等管理者とは、消毒ポイント候補地として車両誘導看板等の資機材を設置する場所（国、県、市町、個人の道路又は施設）の管理者

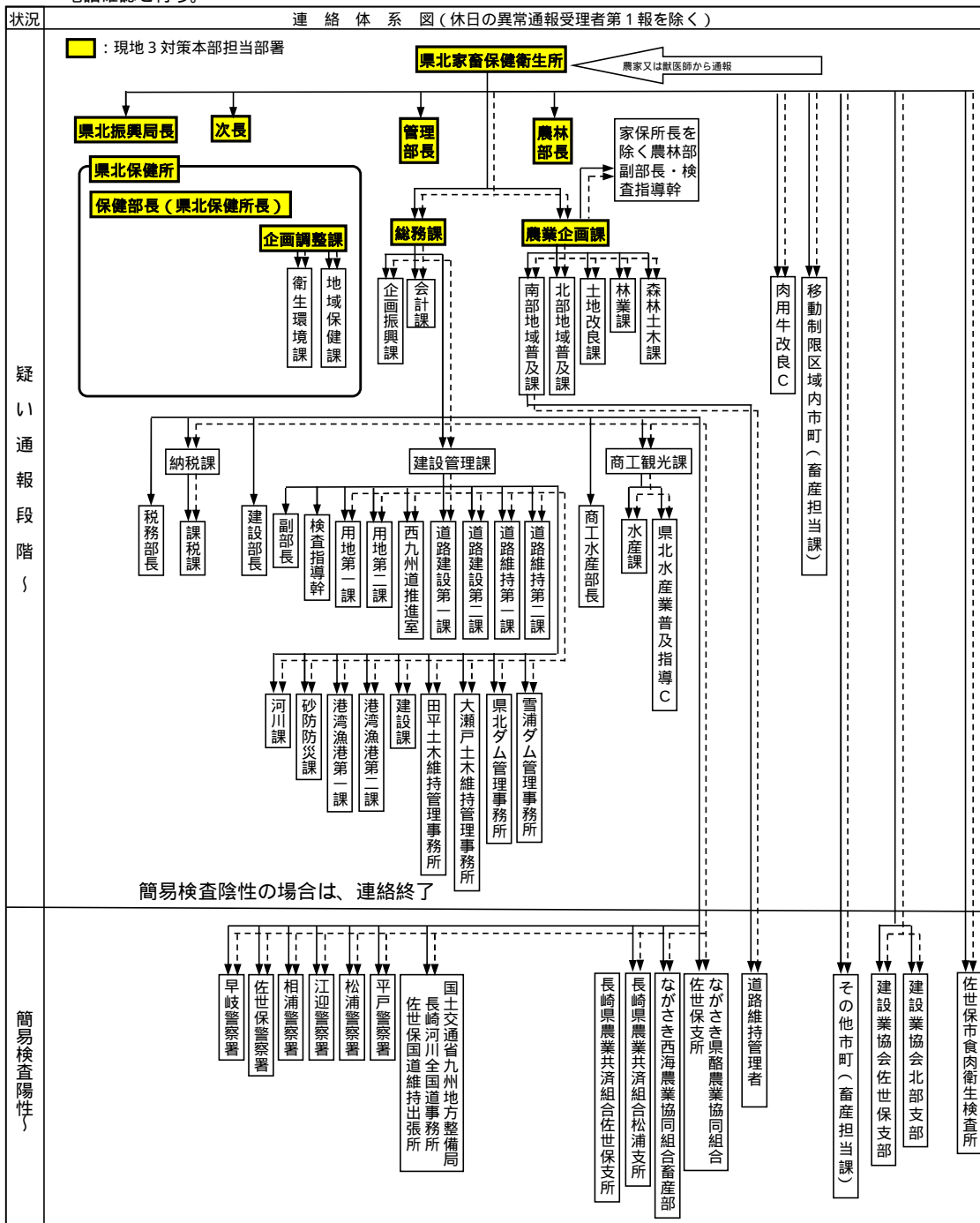
1 鳥インフルエンザ連絡体系図

(2) 管外発生で管内が制限区域に入る場合

○鳥インフルエンザ発生に係る「節目の伝達様式」については、下記連絡体系図に従って連絡する。

○矢印の流れでメール(局、市町あて)又はFAX(団体等あて)により情報伝達、送信後は点線矢印の流れで電話確認を行う。

———▶: メール(県及び市町)又はFAX
 - - - - -▶: 電話確認



道路等管理者とは、消毒ポイント候補地として車両誘導看板等の資機材を設置する場所(国、県、市町、個人の道路又は施設)の管理者

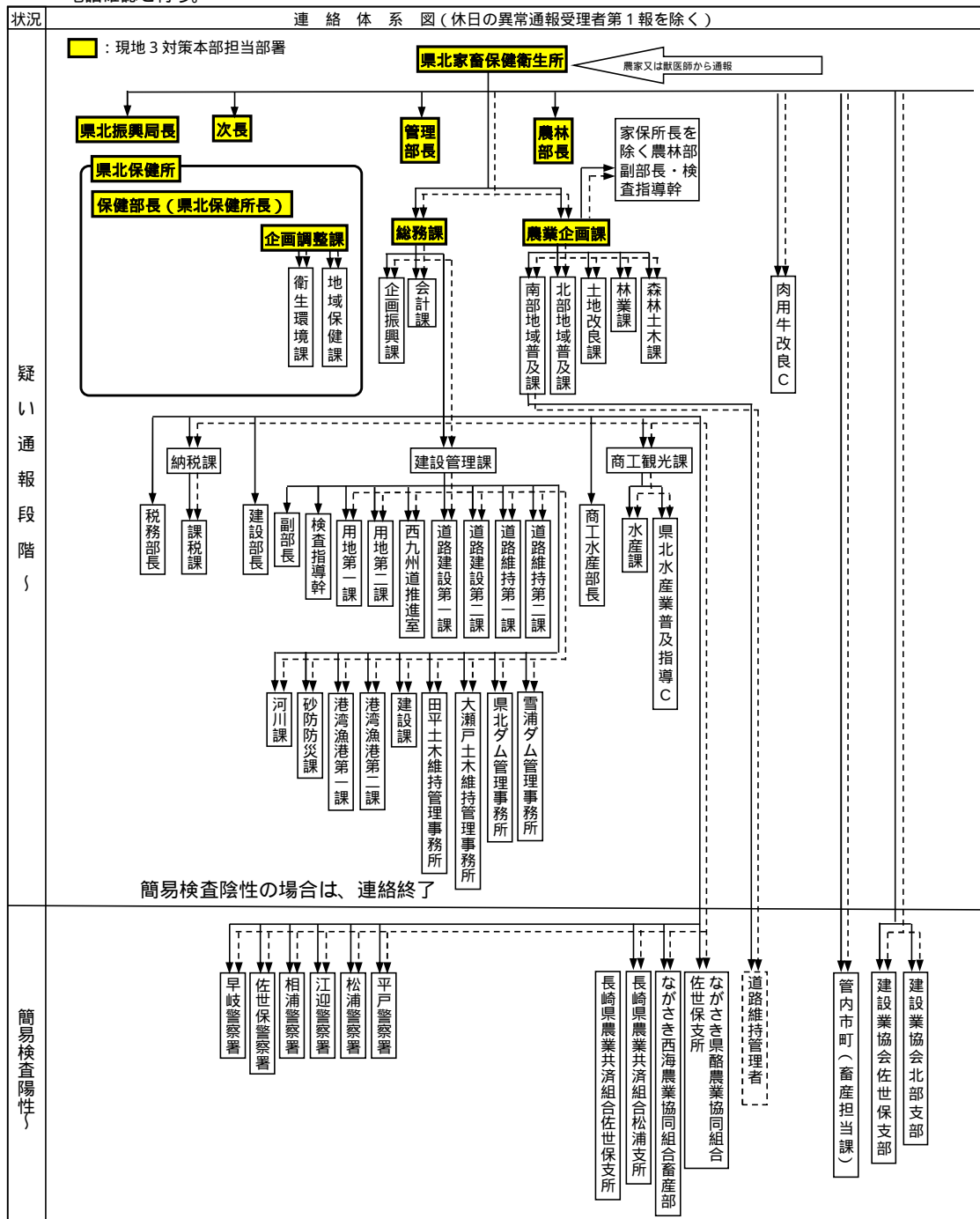
1 鳥インフルエンザ連絡体系図

(3) 管外発生で管内が制限区域に入らない場合

○鳥インフルエンザ発生に係る「節目の伝達様式」については、下記連絡体系図に従って連絡する。

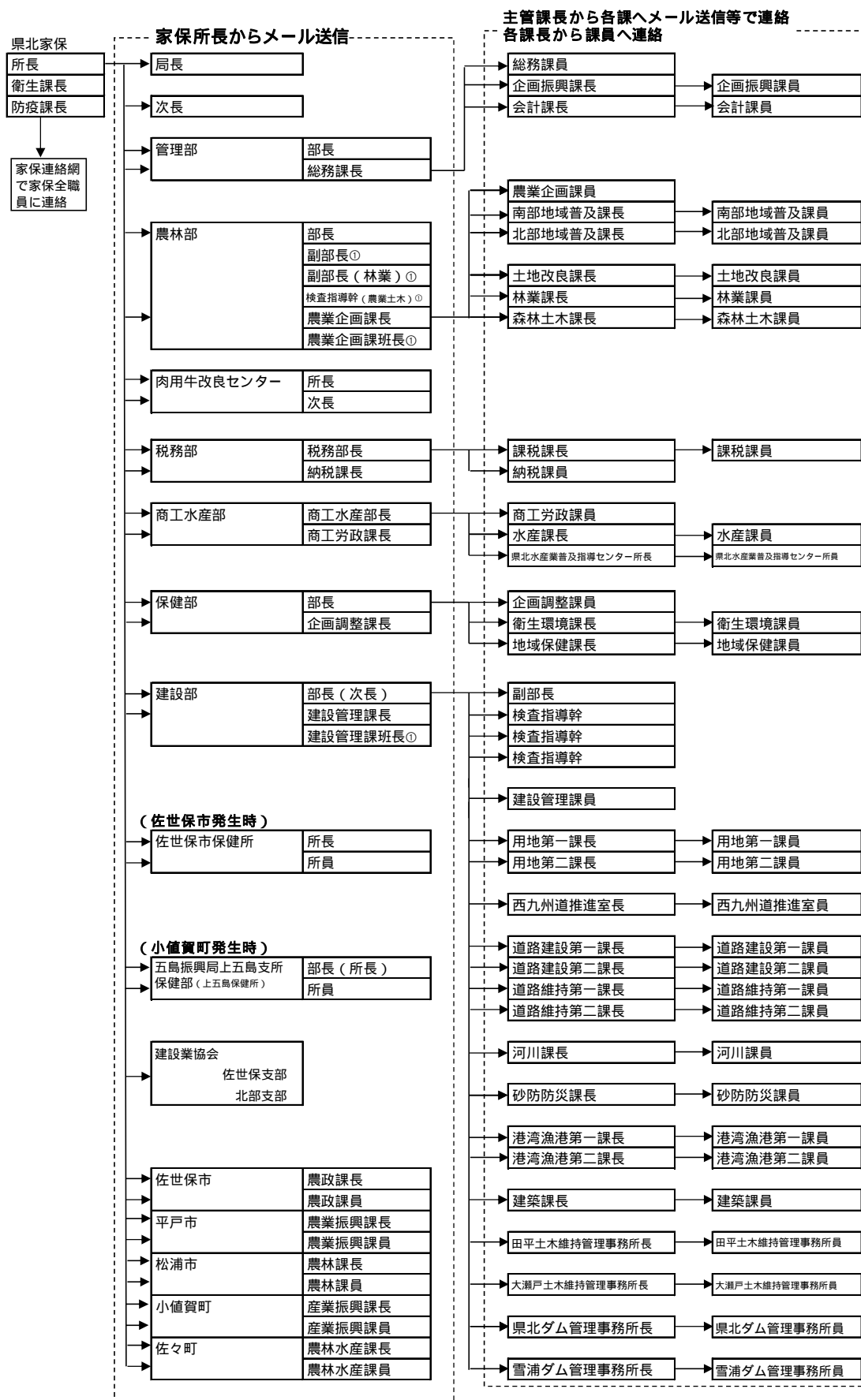
○矢印の流れでメール（局、市町あて）又はFAX（団体等あて）により情報伝達、送信後は点線矢印で電話確認を行う。

———▶：メール（県及び市町）又はFAX
 - - - - -▶：電話確認



道路等管理者とは、消毒ポイント候補地として車両誘導看板等の資機材を設置する場所（国、県、市町、個人の道路又は施設）の管理者。管内が制限区域にない場合でも、管内に消毒ポイントを設置する場合は、連絡する。

2 鳥インフルエンザ異常通報連絡網（家保所長からの緊急携帯メール）



休日、勤務時間外、また、平日についても出張等を考慮し、公用パソコンメールと併せて送信を行います。

■ 緊急連絡（疑い通報段階）メール例文

緊急連絡（短く通報）

1 県北地域内での発生の場合		
あて先	局長、次長、各部長、各部主管課長、（発生地）保健所長、肉用牛改良C所長、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町、建設業協会支部	
件 名	【取扱注意】鳥インフルエンザ異常通報受理（〇〇市（町））	
文面（基本）	（取扱注意） 本日、午前（後）〇〇時に、〇〇市（町）の養鶏場から鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、現在、県北家保が対応中です。簡易検査の結果は、本日午前（後）〇〇時前後に判明予定です。なお、本メールを受信しましたら返信空メールを送信ください。 ■ 通報の概要	
2 県北地域外の県内での発生で、県北地域が制限区域に入る場合		
あて先	局長、次長、各部長、各部主管課長、肉用牛改良C所長、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町、建設業協会支部	
件 名	【取扱注意】鳥インフルエンザ異常通報受理（〇〇市（町））	
文面（基本）	（取扱注意） 本日、午前（後）〇〇時、〇〇市（町）の養鶏場から鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、現在、中央家保が対応中です。簡易検査の結果は、本日午前（後）〇〇時前後に判明予定です。当農場での発生が確定した場合、県北地域の一部が制限区域に入ることになります。なお、本メールを受信しましたら返信空メールを送信ください。 ■ 通報の概要	
3 県北地域外の県内発生で県北地域が制限区域に入らない場合		
あて先	局長、次長、管理部長、保健部長、農林部長、総務課長、農業企画課長	
件 名	【取扱注意】鳥インフルエンザ異常通報受理（〇〇市（町））	
文面（基本）	（取扱注意） 本日、午前（後）〇〇時、〇〇市（町）の養鶏場から、鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、現在、〇〇家保が対応中です。簡易検査の結果は、本日午前（後）〇〇時前後に判明予定です。当農場での発生が確定しても、県北地域が制限区域に入ることはありません。なお、本メールを受信しましたら、返信空メールを送信ください。 ■ 通報の概要	
4 佐賀県での発生で県北地域内が制限区域に入る場合（ 1 回目の簡易検査陽性確認）		
あて先	局長、次長、各部長、各部主管課長、肉用牛改良C所長、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町、建設業協会支部	
件 名	【取扱注意】（佐賀県）鳥インフルエンザ異常通報対応（〇〇市（町））	
文面（基本）	（取扱注意） 本日、午前（後）〇〇時、佐賀県から〇〇市（町）の養鶏場で鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、簡易検査陽性を確認したとの報告がありました。 なお、佐賀県では再検査（2 回目）後、簡易検査確定となるため、最終結果判明は〇〇時頃の予定です。当農場での発生が確定した場合、県北地域の一部が制限区域に入ることになります。なお、本メールを受信しましたら、返信空メールを送信下さい。 ■ 通報の概要	
5 佐賀県での発生で県北地域外の県内だけが制限区域に入る場合（ 1 回目の簡易検査陽性確認）		
あて先	局長、次長、管理部長、保健部長、農林部長、総務課長、農業企画課長	
件 名	【取扱注意】（佐賀県）鳥インフルエンザ異常通報対応（〇〇市（町））	
文面（基本）	（取扱注意） 本日、午前（後）〇〇時、佐賀県から〇〇市（町）の養鶏場で鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、簡易検査陽性を確認したとの報告がありました。 なお、佐賀県では再検査（2 回目）後、簡易検査確定となるため、最終結果判明は〇〇時頃の予定です。当農場での発生が確定した場合、県北地域は制限区域に入りませんが、県央地域が制限区域に入ることになります。なお、本メールを受信しましたら、返信空メールを送信下さい。 ■ 通報の概要	

佐賀県では簡易検査を2回実施して疑い確定となりますが、通報段階（1 回目の簡易検査陽性）から連絡します。

■ 緊急連絡（簡易検査確定段階の情報共有）メール例文

1 県北地域内での発生の場合		
あて先	局長、次長、各部長、各部主管課長、（発生地）保健所長、肉用牛改良C所長、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町、建設業協会支部	
件 名	【取扱注意】鳥インフルエンザ疑い事例（〇〇市（町））について	
文面（基本）	（取扱注意） 鳥インフルエンザ疑い事例（本日、午前（後）、〇〇市（町）の養鶏場からの通報）について、現地で簡易検査を実施した結果、陰性（陽性）でした。 〔■陰性の場合〕 今後は、原因究明のため、一般病性鑑定を行う予定です。 〔■陽性の場合〕 今後は、中央家保で、遺伝子検査を行う予定です。結果判明は〇〇時頃の予定です。 なお、本メールを受信しましたら返信空メールを送信ください。	
2 県北地域外の県内での発生で、県北地域が制限区域に入る場合		
あて先	局長、次長、各部長、各部主管課長、肉用牛改良C所長、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町、建設業協会支部	
件 名	【取扱注意】鳥インフルエンザ疑い事例（〇〇市（町））について	
文面（基本）	（取扱注意） 鳥インフルエンザ疑い事例（本日、午前（後）、〇〇市（町）の養鶏場からの通報）について、現地で簡易検査を実施した結果、陰性（陽性）でした。 〔■陰性の場合〕 今後は、原因究明のため、一般病性鑑定を行う予定です。 〔■陽性の場合〕 今後は、中央家保で、遺伝子検査を行う予定です。結果判明は〇〇時頃の予定です。当農場での発生が確定した場合、県北地域の一部制限区域に入ることになります。 なお、本メールを受信しましたら返信空メールを送信ください。	
3 県北地域外の県内発生で県北地域が制限区域に入らない場合		
あて先	局長、次長、管理部長、保健部長、農林部長、総務課長、農業企画課長	
件 名	【取扱注意】鳥インフルエンザ疑い事例（〇〇市（町））について	
文面（基本）	（取扱注意） 鳥インフルエンザ疑い事例（本日、午前（後）、〇〇市（町）の養鶏場からの通報）について、現地で簡易検査を実施した結果、陰性（陽性）でした。 〔■陰性の場合〕 今後は、原因究明のため、一般病性鑑定を行う予定です。 〔■陽性の場合〕 今後は、中央家保で、遺伝子検査を行う予定です。結果判明は〇〇時頃の予定です。当農場での発生が確定した場合、県北地域が制限区域に入ることはありません。 なお、本メールを受信しましたら返信空メールを送信ください。	
4 佐賀県での発生で県北地域内が制限区域に入る場合（ 1回目の簡易検査陽性確認）		
あて先	局長、次長、各部長、各部主管課長、肉用牛改良C所長、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町、建設業協会支部	
件 名	【取扱注意】（佐賀県）鳥インフルエンザ簡易検査確定（〇〇市（町））	
文面（基本）	（取扱注意） 本日、午前（後）〇〇時、佐賀県から〇〇市（町）の養鶏場で鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、簡易検査陽性を確認したとの報告がありました。佐賀県では再検査後、簡易検査確定となるため、最終結果判明は〇〇時頃の予定です。当農場での発生が確定した場合、県北地域の一部が制限区域に入ることになります。なお、本メールを受信しましたら、返信空メールを送信下さい。 ■ 通報の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	
5 佐賀県での発生で県北地域外の県内だけが制限区域に入る場合（ 1回目の簡易検査陽性確認）		
あて先	局長、次長、管理部長、保健部長、農林部長、総務課長、農業企画課長	
件 名	【取扱注意】（〇〇県）鳥インフルエンザ簡易検査確定（〇〇市（町））	
文面（基本）	（取扱注意） 本日、午前（後）〇〇時、〇〇県から〇〇市（町）の養鶏場で鳥インフルエンザを疑う異常通報があり、簡易検査陰性（陽性）が確定したとの報告がありました。 〔■陽性の場合〕 今後は、当農場での発生が確定した場合、県北地域は制限区域に入りませんが、県内の一部（県央地域）が制限区域に入ることになります。 なお、本メールを受信しましたら、返信空メールを送信ください。	

3 休日等の緊急配備

休日等勤務時間外に管内で疑い通報があった場合は、検査要請時に備え、配備表に基づき、関係者は職場待機とする。

■休日等（勤務時間外）の配備表（●：疑い通報受理段階から、○：簡易検査陽性確定後）

[illegible]

(主) 登庁時間の目安は、●：疑似通報メール受信から2時間後、○：簡易検査陽性確認連絡受理直ちに

■ 節目の伝達様式

【現地家保 → 畜産課 → 農政課 → 食品安全・消費生活課、感染症対策室】

(様式 1)

取り扱い注意

令和 ○ ○ 年 ○ 月 ○
○○ 振興局 (○ ○ 家保

高病原性鳥インフルエンザ疑い通報について

本日、下記のとおり飼養者から(家きんの種類を記入)の死亡通報があり、対応中。

記

1 飼 養 者 ○ ○ ○ ○

2 農場所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 番地

3 飼養羽数 肉用鶏 3 鶏舎 30,000 羽

4 死亡羽数 220 羽
(● 月 ● 日 : A 鶏舎 100 羽、B 鶏舎 120 羽)

異状がみられた日までの過去 3 週間の平均死亡羽数
A 鶏舎 ● 羽、B 鶏舎 ● 羽

3 鶏舎中 2 鶏舎で発生
A 鶏舎 (● 日齢、10,000 羽)
B 鶏舎 (● 日齢、10,000 羽)

5 対応状況
(1) 農家通報受理時間 :
(2) 家保出発時間 :
(3) 簡易検査判明予定時間 :

【畜産課 → 農政課 → 食品安全・消費生活課、感染症対策室、各振興局（家保）】

（様式 2）

取り扱い注意

令和〇〇年〇月〇日
農 林 部 畜 産 課

高病原性鳥インフルエンザ疑い通報について

本日、飼養者から〇〇家畜保健衛生所に、下記のとおり（家きんの種類を記入）の死亡通報があり、現地へ急行中。

記

- 1 農場所在地 〇〇市
- 2 飼養羽数 （様式 1 に記載のとおり）
- 3 死亡羽数 （様式 1 に記載のとおり）
- 4 対応状況
（ 1 ）農家通報受理時間：
（ 2 ）家保出発時間：
（ 3 ）簡易検査判明予定時間：

【現地家保 → 畜産課】

(様式 3)

取り扱い注意

令和 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日
○○ 振興局 (○ ○ 家保)

高病原性鳥インフルエンザ簡易検査の結果について

高病原性鳥インフルエンザ疑い事例について、現地で簡易検査を実施した結果は、下記のとおりでした。

記

- 1 飼 養 者 ○ ○ ○ ○
- 2 農場所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 番地
- 3 検査結果 陰性 (○ 羽全羽) (または陽性 (○ 羽中 羽))

(陰性の場合)

- 4 今後の対応
原因究明のため、一般病性鑑定を行う予定です。

(陽性の場合)

- 4 今後の対応
本日、中央家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施予定です。
結果判明は ○ ○ 時頃の予定です。

【畜産課 → 農政課 → 食品安全・消費生活課、感染症対策室、各振興局（家保）議員】

（様式４）

取り扱い注意

令和〇〇年〇月〇日
農 林 部 畜 産 課

高病原性鳥インフルエンザ簡易検査の結果について

高病原性鳥インフルエンザ疑い事例について、現地で簡易検査を実施した結果は、下記のとおりでした。

記

- 1 農場所在地 〇〇市（陽性時は町名まで記載）
- 2 検査結果 陰性（〇羽検査）（または陽性（〇羽中 羽））

（陰性の場合）

- 3 今後の予定
 - ・ 原因究明のため、病性鑑定実施予定です。

（陽性の場合）

- 3 今後の予定
 - ・ 簡易検査陽性の結果を受け、長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部を設置します。
 - ・ 中央家畜保健衛生所で、遺伝子検査を実施します。なお、結果判明は〇〇時頃の予定です。
 - ・ 遺伝子検査陽性の場合は、農林水産省と協議を行い、「疑似患畜」になれば殺処分等の防疫作業が開始されます。

(様式 5)

令和〇〇年〇月〇日
 県央振興局（中央家保）

高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査の結果について

記

- 1 飼 養 者 ○ ○ ○ ○
- 2 農場所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 番地
- 3 検 査 結 果
コンベンショナル PCR H ○ 亜型遺伝子陽性（○羽中 羽）
リアルタイム PCR H ○ 亜型遺伝性陽性（○羽中 羽）
 （または 陰性（○羽検査））

【畜産課 → 農政課 → 食品安全・消費生活課、感染症対策室、各振興局(家保) 議員】

(様式6)

取り扱い注意

令和〇〇年〇月〇日
農林部畜産課

高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査結果について

〇月〇日、通報があった高病原性鳥インフルエンザ疑い事例について、中央家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施した結果は、下記のとおりでした。

記

- 1 農場所在地 〇〇市(陽性時は町名まで記載)
- 2 検査結果 陰性(〇羽検査)
(または H〇亜型遺伝子陽性(〇羽中 羽))

(陰性の場合)

- 3 今後の対応 原因究明のため、一般病性鑑定を行う予定です。

(陽性の場合)

- 3 今後の対応 農林水産省動物衛生課と協議のうえ「疑似患畜」に決定した場合には、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該農場で飼養されている鶏の殺処分等、防疫措置を実施します。

【畜産課 → 農政課 → 食品安全・消費生活課、感染症対策室、各振興局（家保）】

（様式 7）

取り扱い注意

令和〇〇年〇月〇日
農 林 部 畜 産 課

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査 陽性確認事例について

本日〇〇時、佐賀県畜産課から簡易検査陽性を確認した旨の報告がありました。

佐賀県では、佐賀県中部家畜保健衛生所において再度簡易検査を実施のうえ、陽性が確認されれば簡易検査陽性を確定し、公表することになっています。

本農場で発生が確認された場合は、本県の一部が制限区域に入る予定です

記

- 1 農場所在地 佐賀県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 2 飼養羽数 〇〇鶏〇〇羽
- 3 今後の対応
佐賀県中部家畜保健衛生所で再度簡易検査を実施し、結果判明は、
〇時〇分頃の予定です。

【畜産課 → 農政課 → 食品安全・消費生活課、感染症対策室、各振興局(家保)議員】

(様式8)

取り扱い注意

令和〇〇年〇月〇日
農林部畜産課

〇〇県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査
陽性確定事例について

本日〇〇時、〇〇県畜産課から〇〇県〇〇市に所在する農場において、簡易検査陽性を確定した旨の報告がありました。

記

- 1 農場所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 2 飼養羽数 〇〇鶏〇〇羽
- 3 今後の対応
今後、遺伝子検査を実施し、結果判明は〇時〇分頃の予定です。

【畜産課 → 農政課 → 食品安全・消費生活課、感染症対策室、各振興局（家保）議員】

（様式 9）

取り扱い注意

令和〇〇年〇月〇日
農 林 部 畜 産 課

〇〇県における高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査の結果について

〇〇県畜産課から高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査結果の報告がありました。

記

- 1 農場所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 2 飼養羽数 〇〇鶏〇〇羽
- 3 検査結果 〇〇

【留意事項】

- ・異常通報の連絡については、「鳥インフルエンザ異常通報連絡体系」に基づき、メール又はFAXにより行い、電話連絡により情報伝達の確認を行う。
- ・疑い事例の情報については、簡易検査確定前につき、情報は庁内限りとするよう確実に伝達すること。